

総務教育常任委員会資料

(平成24年1月20日)

〔件名〕

- ・「水木しげるロード in 汐留 ～ANAに乗ってまんが王国とっとりへ～」の
実施について 【未来戦略課】・・・1
- ・第4回鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会の概要について
【県民課】・・・3
- ・県の行政事務からの暴力団排除にかかる県警への照会対象の明確化・拡大
について 【県民課】・・・5
- ・鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について 【鳥取力創造課】・・・6

未来づくり推進局

「水木しげるロード in 汐留 ～ANAに乗って まんが王国とっとりへ～」の実施について

平成24年1月20日
未来戦略課
交通政策課
東京本部

都内・汐留で「水木しげるロード in 汐留 ～ANAに乗ってまんが王国とっとりへ～」を開催しますので、その概要を報告します。

1 実施目的

- ・2012年には、本県で「国際マンガサミット」が開催され、「国際まんが博」として漫画やアニメにちなんだ様々なイベントが大々的に展開される予定である。
- ・これに先駆けて「まんが王国とっとり」を首都圏でPRすることにより、本県の認知度を向上させ、上記イベント等への誘客を促進し、県内への航空便の利用増進を図る。
- ・なお、今回のイベントを首都圏における「まんが王国建国イヤー」PRのキックオフイベントと位置づける。

2 実施概要

大企業の本社が立ち並ぶ汐留の一面に本県のPRブースを設置し、「水木しげるロード」等の紹介を通じて「まんが王国とっとり」のPR及び鳥取県への誘客を推進する。

なお、実施にあたっては、全日空と連携して進める。

○時期：平成24年2月8日（水）～3月7日（水）

- ・2月8日の11時よりオープニングイベントを実施し、知事、ANA関係者等によるテープカット等を行う。

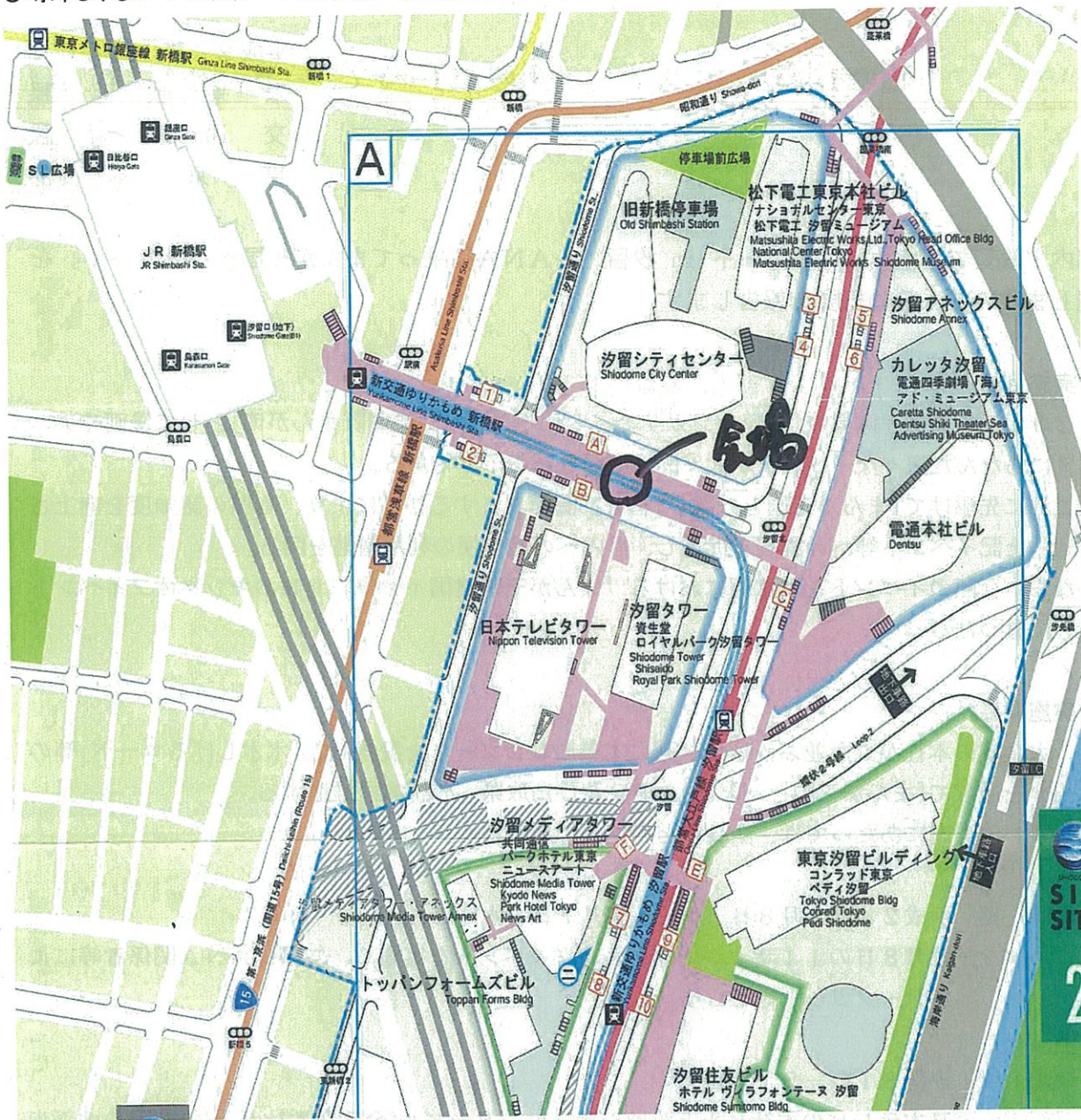
○場所：汐留SIO-SITE

- ・日本テレビの本社ビルと汐留シティセンタービル(全日空本社が入居)の間の地下歩道にあるイベントスペース。
- ・汐留には日本テレビ、電通等があり情報発信に最適であり、また、アンテナショップにも近いので、連携して物産の販売・PR等も行う。

○PRブースの内容

- ・妖怪像や沿道商店の写真パネルやオブジェを多数配置し、ブース内を回遊して水木しげるロードの雰囲気を楽しみながらクイズに答え、本県の「まんが王国」ぶりを認識してもらう。
- ・物販コーナーにおいて、鳥取県産品の販売・PRを行う。
- ・県内市町村等にも情報提供し、会場でのPRを呼びかける。

○「水木しげるロード in 汐留 ~ANAに乗ってまんが王国とっとりへ～」の会場



○「水木しげるロード in 汐留 ~ANAに乗ってまんが王国とっとりへ～」の会場の写真



第4回鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会の概要について

平成 24 年 1 月 20 日
県 民 課

1 開催概要

日時 平成 23 年 12 月 22 日 (木) 午後 1 時～4 時
場所 とりぎん文化会館

2 主な議題

新たな県民参画手法の必要性について

3 主な意見

○現行広聴制度の改善策について

- ・別紙「現行広聴制度の改正案」のとおり取りまとめ。

○新たな県民参画手法の必要性について

- (1) 他の自治体で導入されている手法は当県でも必要に応じて導入すればよい。
- (2) 国内では導入されていない制度としてアドボケートプランニング(※)も手法として考えてはどうか。

※ある行政施策案について、住民が専門家と相談し、対案を作成する際の財政支援をすることで、行政側と知識・技能レベルを同等にして住民側から提案できる環境を作る手法

○サイレントマジョリティについて

- ・行政が意見を求める手段を無理に設定するより、自発的に意見を出していただけるような仕組みや機運醸成を考えることが重要。

○評価制度等について

- ・県民参画のPRと反映実績の周知を兼ねて、参画状況の年次報告書のようなものを作成することとしてはどうか。

○現行法(地方自治法等)における直接請求制度と住民投票制度について

- ・そもそも住民参画のためには、自治体レベルで創意工夫しているいろんなチャンネルを作らないといけない。
- ・現行自治法による直接請求制度については、住民にとっての制度的限界(実績の不十分さ)を踏まえると、それを補完する独自の制度や、住民側のイニシアティブを多元化する観点から住民投票制度についても検討したい。

4 今後の予定

- ・第5回検討委員会を1月26日(木)14:00～16:30、米子市内で開催予定。
(米子市加茂町2丁目180番地 国際ファミリープラザ3F会議室B)
- ・検討委員会の開催に先立ち、委員長である新藤宗幸氏(元千葉大学教授)によるミニ講演会「自治体運営と直接民主主義」を開催。

現行広聴制度の改正案

項 目	改 正 案
共通	<p>【新規】 多様な意見をくみ取るため複数の広聴制度（出前説明会、アンケート等）を組み合わせる実施</p> <p>【新規】 様々な手法を用いて県政への県民参画を促す努力を義務化</p> <p>【新規】 CATVの活用など、各種広聴制度の広報に努める</p> <p>【新規】 県政だより、新聞等にパブリックコメント、公募等の予定を掲載</p> <p>【継続】 県と市町村との意見交換会などを通じて県民の意見を広く収集</p>
情報公開	<p>【新規】 CATVの活用等、県政情報の公開手段の多様化</p> <p>【拡充】 県の外郭団体の透明性向上</p>
県民の声	<p>【継続】 スキルアップのための研修の実施</p>
出前説明会	<p>【新規】 重要案件については年度当初にテーマとして掲げることを義務化</p> <p>【拡充】 依頼者からの開催要請を待つだけでなく、県が能動的に実施</p> <p>【継続】 土日、夜間など県民が集まりやすい時間での開催に努める</p> <p>【新規】 パブリックコメントを行うものについては、理解促進の観点から原則開催</p>
伸びのびトーク	<p>【継続】 知事出席による伸びのびトークは継続</p>
パブリックコメント	<p>【新規】 条例、規則、計画等の新設、改廃にあたっては原則実施 ※実施しないものについてネガティブリストを整備</p> <p>【新規】 年度当初にパブリックコメント実施予定項目・概要等を公表。</p> <p>【新規】 パブリックコメントを実施しない案件は、庁内の第三者（県民課や庁内PT等）が判断</p> <p>【新規】 パブリックコメントの実施にあたっては、十分な周知期間をおくとともに、県民の意見を聞きたいポイントについて説明するなど、県民がわかりやすい表現となるよう留意。 ※漠然としたことを聞くのではなく、ある程度県としての案がまとまってから聞くよう努める。</p> <p>【新規】 結果反映にあたっては、案件により部局横断的組織で検討</p> <p>【継続】 寄せられた意見と対応方針を具体的に公表</p>
県政電子参画アンケート	<p>【拡充】 パソコンのみならず携帯電話等からのアクセスを可能とする</p> <p>【新規】 パブリックコメント実施案件については、原則、並行して実施</p>
審議会等の会議	<p>【新規】 原則公募委員を入れる</p> <p>【新規】 土日、夜間など委員が集まりやすい時間での開催に努める</p> <p>【新規】 会議の最後に、傍聴人の発言を認める、アンケートを取る</p>
施策説明会・意見交換会	<p>【拡充】 土日、夜間など県民が集まりやすい時間での開催に努める</p> <p>【新規】 パブリックコメントを行うものについては、理解促進の観点から原則開催</p>
草の根自治レクチャー	<p>【継続】 依頼者からの開催要請を待つだけでなく、県が能動的に実施</p>

県の行政事務からの暴力団排除にかかる県警への照会対象の明確化・拡大について

平成24年1月20日

県 民 課

1 現状

平成22年2月に知事ほか各行政機関の長と鳥取県警察本部長との間で締結された「鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書」(以下、「包括合意書」という。)等に基づき、必要に応じて、県の行政事務の相手方が暴力団関係者か否かの照会を行っている。

〈参考〉

包括合意書のほか、各分野における個別の合意書(建設業の許可、県営住宅入居者の審査、指定管理者の指定)、各種法令(廃棄物処理法による処理業の許可等)に基づき照会している。

2 包括合意書に基づく県の行政事務の範囲

県が当事者となって行う契約、補助金交付、許認可等、行政事務全般。

3 包括合意書に基づく県警への照会対象の明確化・拡大

- ・包括合意書により、行政事務全般において県警に照会することができることとされているが、実務上どのような場合に照会すべきか、必ずしも明確でなかった。
- ・このため、照会対象とする行政事務を明確化するとともに、他県の先進事例を取り入れて照会対象行政事務を拡大することとする。

【県警への照会対象の明確化・拡大に係る改正内容】

	現在	今後	照会開始予定時期
審議会等の公募委員 (男女共同参画審議会など)	—	照会	H24年2月1日
建設工事等の下請業者 (100万円以上)	—	照会	H24年4月1日 (事業者への周知期間が必要)
物品の売買等の入札参加資格者 (登録時にあっては代表者及び役員)	照会	照会	今後も継続
(登録後の変更にあつては代表者)	—	照会	H25年4月1日登録分から (次期更新期日から適用)
測量等業務の入札参加資格者 (登録時における代表者及び役員)	—	照会	H24年4月1日 (事業者への周知期間が必要)
工業用水道等の利用申請者	—	照会	H24年2月1日
公有財産の貸付等の申請者	—	照会	H24年2月1日
その他県警本部との個別の合意書 及び法令による者	照会	照会	今後も継続
暴力団関係者である旨の情報が 寄せられた者	照会	照会	今後も継続

※現在事業者等から提出していただいている申請書・報告書等に、県警照会に必要な住所・生年月日・性別を追加報告していただく。

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

平成24年1月20日
鳥取力創造課

1 意見募集期間

平成23年11月22日（火）から12月20日（火）まで

2 条例（案）の概要

- (1) NPO法人の設立認証に係る認証（又は不認証）の決定を、公告・縦覧期間経過後一月以内に行う。
（法律上「二月以内」のところを一月短縮）
- (2) NPO法人の透明性・信頼性向上の観点から、全ての閲覧対象書類についてインターネットによる閲覧を行う。（これまではインターネット上一部非公開）
- (3) NPO法人・認定NPO法人からの報告書類等の閲覧・謄写についての規定をおく。（謄写は有償）
- (4) 認定NPO法人の認定がなされた際の公示事項を定める。
（法人の名称、代表者、所在地、認定の有効期間に加え、過去に認定を受けた期間等を県公報に登載）
※寄附税制の優遇対象となるNPO法人を指定する方法など重要事項については、別途外部有識者等の意見も踏まえながら十分な検討を行う予定。

3 応募のあった意見の概要

- (1) 意見の数 4件（4名）
- (2) 主な意見と対応

条例の背景となっている特定非営利活動促進法の一部改正及び寄附税制の改正に係る意見が寄せられた。

意見の概要	対応方針
このたびの制度改正により、NPO法人が認定を受けるためのPST（※）要件が緩和されるとともに、条例でPST要件を設定することも可能となった。これに伴い、鳥取県にふさわしい認定NPO法人ができるような環境を整えていただきたい。	条例でNPO法人を個別指定するに当たっては、本県の実情に合わせた適切な基準を設定するよう、平成24年度に会計の専門家等も交えて検討を行う。
NPO法人への自立支援事業に力を入れていただきたい。	新たな寄附税制の内容を県民にPRするとともに、NPO法人の自立支援に係る取組を実施する。（新しい公共支援事業による相談窓口、講座開催）
寄附促進、NPOの応援という点から考えると、基金を設ける方式の方がよいのではないか。	基金を設けて運用する他県の事例もあるが、公益の増進に資する鳥取県にふさわしいNPO法人を条例指定しつつ、新たな寄附税制を周知することで、寄附に対する県民の理解も進むと考えており、現時点で基金の設置は考えていない。
公益法人であっても不適切経理などが発覚している現状で、法人の信頼性からみても優遇措置を設ける必要はない。 寄附金制度は、ふるさと納税など既存の制度を普及活用すべき。 個人住民税の減税により、町村において新たな負担発生や事務増加が懸念される。	NPO法人制度の趣旨から、法人自身も情報公開に努めるべきであるが、県としてもNPO法人の活動状況についての情報を公開する。 ふるさと納税の普及も大切だが、寄附の促進が地域の活性化に資するという今回の制度改正の趣旨を踏まえ、今後、必要となる業務について市町村に対し丁寧に説明を行っていく。

（※）PST…「パブリック・サポート・テスト」の略。

公益性の高さを、市民からサポートを受ける度合い（例：寄附金収入額等）により判定。

4 今後の予定

- 平成24年 2月 2月議会に改正条例案付議
3月 議会議決後、条例公布
4月 条例施行

※平成24年度中に、寄附税制の優遇対象となるNPO法人の指定基準等に係る検討・策定を行う。